

Q & A 【中泊町奨学金返還支援事業補助金について】

『補助金について』

No	Q	A
1	補助の対象となるのはどのような方ですか？	中泊町に住所を有し就業している方 またはその配偶者であり 、初回認定日の属する年度の3月末日時点で30歳未満の方で、次のいずれかに該当し、奨学金を返還している方が対象となります。 1. 令和6年4月1日以降に中泊町に転入した方 2. 令和6年3月以降に大学等を卒業している方
2	大学、高校等とは、どこまで対象となりますか？	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）及び高等学校が対象となります。
3	対象となる奨学金は？	対象となる奨学金は以下のとおりです。 1. 公益社団法人青森県育英奨学会が貸与する奨学金 2. 日本学生支援機構の第一種（無利子）奨学金 3. 日本学生支援機構の第二種（有利子）奨学金 4. その他町長が認めるもの
4	補助金交付の対象外となる方は？	対象外となる方は以下のとおりです。 1. 国家公務員法(昭和22年法律第120号)に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する地方公務員又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する地方公務員である方 2. 奨学金の返還について他の補助金等の交付を受けている方 3. 就業や雇用の実態を確認できない方
5	交付される補助金の額はいくらとなりますか？	認定対象期間中に返還した奨学金を全額補助します。ただし1回の認定対象期間内の補助金の額の上限は100万円とし、補助金の交付総額は、1人につき300万円が上限となります。 なお、1,000円未満の端数がある場合、端数を切り捨てた額が、交付金額となります。

6	農家や漁師、個人経営の場合も対象となりますか？	就業や雇用の実態が確認できる場合、家業を継ぐ方でも対象となります。
7	補助金の支給対象となる期間は？	町から認定を受けた月の翌月から3年を経過した月までが認定対象期間となります。
8	仕事を休業(産休・育休・病休等)した場合はどうなりますか？	離職せず、奨学金の返還を行っている場合は対象となります。
9	一時的に町外へ住所を移しましたが、再び中泊町に転入し、就業します。補助金の対象となりますか？	町に再転入し、2年経過していない方は補助金の対象とはなりません。 ただし、町に転入後、2年以上経過し、補助要件を満たす場合は対象となります。

『補助金申請の手順』

10	補助申請から交付までの流れは、どのようになりますか？	<p>手続きは以下の手順となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「中泊町奨学金返還支援補助金認定申請書(様式第1号)」に必要事項を添付し、総合戦略課へ申請する。 2. 町から認定を受ける。 3. 認定を受けた月の翌月から3年間(認定対象期間)、中泊町に移住、就業し、奨学金の返還を行う。 4. 認定対象期間終了後、期間中に返還した奨学金等について「中泊町奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)」に必要書類を添付し、総合戦略課へ申請する。 5. 町から助成金を交付する。
11	認定対象期間中に転勤等により、一時的に転出した場合、どのような手続きが必要となりますか？	<p>「中泊町奨学金返還支援事業変更承認申請書(様式第5号)」の提出が必要となります。</p> <p>また、以下の例のように、認定対象期間を最大1年間延長することができます。</p> <p>【例】</p> <p>認定対象期間中、1年間(令和7年5月1日～令和8年4月30日)転出する場合</p> <p>『当初』 令和6年5月1日～令和9年4月30日</p> <p>『変更後』 令和6年5月1日～令和10年4月30日</p>

『その他』

12	認定対象期間が終了し、補助金の交付を受けた後も奨学金の返還残高がある場合、引き続き補助を受けることはできますか？	認定期間終了後に「中泊町奨学金返還支援補助金認定申請書（様式第1号）」を提出し、引き続き中泊町に住所を有し、就業している場合、補助を受けることができます。 ただし、補助金の交付総額は1人につき300万円となります。
13	認定対象期間中、休業等により、奨学金の返還ができなかった期間がある場合、補助金の交付は受けられることはできますか？	「中泊町奨学金返還支援事業変更承認申請書（様式第5号）」を提出していただき、「中泊町奨学金返還支援事業変更承認通知書（様式第6号）」を受け取り、実績報告書を提出することで交付を受けることができます。
14	認定対象期間中、繰上返還を行い、奨学金を全額返還しましたが、認定期間終了前に補助金を交付してもらうことは可能ですか？	認定対象期間終了（3年経過）後、「中泊町奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）」を提出していただき、交付となります。 ただし、1回の認定対象期間で、補助金の交付額の上限は100万円となります。
15	補助金はいつ頃交付されますか？	補助金の実績報告の手続きを行い、交付決定後、約1か月で申請者の指定口座に振込まれます。
16	認定対象期間中、転職等により、就業先が変わった場合、どのような手続きが必要となりますか？	認定対象期間修了（3年経過）後、実績報告の手続きの際、転職前、転職後、それぞれの就業していたことを証する書類の提出が必要となります。

【メモ】

- ・町に住所を有したまま、令和6年3月以降に大学等に進学、卒業・修了した者 ⇒対象
- ・町外から町へ移住し、就業して奨学金を返還していく者 ⇒対象
- ・すでに中泊に暮らしており、就業している者 ⇒対象外
- ・繰り上げ返還した方 ⇒認定対象期間終了（3年経過）後、条件を満たしていれば対象
- ・結婚に伴い移住し、専業主夫または主婦であるが、奨学金を返還している方⇒夫婦とも

に町内に住所を有し、配偶者が就業して条件を満たしていれば対象